

株式会社 エコ・サポート
代表取締役 山本 泰三 様

神戸市長 久元 喜造

「夢洲天然ガス発電所建設事業計画段階環境配慮書」についての意見書

平成26年1月14日付文書により、環境影響評価法（平成9年6月法律第81号。以下「法」という。）第3条の7第1項の規定に基づき意見を求められた「夢洲天然ガス発電所建設事業計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」という。）について、神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第36条第1項において準用する第8条の7第1項の規定に基づき、環境の保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

配慮書では、本事業に係る社会的な必要性及び本事業を継続実施する上での基盤整備に係る調整等の記載がなく、事業実施に係る課題について解決策が示されていない。また、事業の実施による環境影響について、事業特性及び地域特性に応じた環境要素の比較・抽出が不十分であり、加えて、事業による環境影響の回避又は低減に係る不確実性の要因及び程度等についての記載がなく、配慮書の検討状況は不十分である。

事業者は、事業の実現性について関係者と調整を図った上で、改めて事業による環境影響について検討すべきである。